

# 田辺市周辺衛生施設組合 地球温暖化対策実行計画

令和2年

田辺市周辺衛生施設組合

## 1 基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条に基づき、策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量を削減する措置に関する計画（以下「本計画」という。）として策定するものです。

本組合の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた各種の取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### (2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本組合における全ての事務・事業とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### (4) 計画期間

本計画の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までを計画期間とし、計画開始から 5 年後の令和 7 年 4 月 1 日に計画の見直しを行います。

## 2 温室効果ガスの排出状況

### (1) 排出量の算定方法

排出量の算定方法について、電気は、環境省・経済産業省公表の「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」における（株）エネットの排出係数を、その他燃料は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 1 4 3 号）」に定める排出係数を用いて算出することとします。（表 2-1）

（表 2-1）排出量算定に用いた排出係数

項目	単位	排出係数
電気	kWh	0.405
ガス	kg	3.00
灯油	—	—
ガソリン	ℓ	2.32
軽油	—	—
A重油	ℓ	2.71

## 2 平成 30 年度の二酸化炭素総排出量・燃料別排出量

平成 30 年度における温室効果ガス総排出量並びに燃料別排出量は、下記のとおりです。

(表 2-2) 平成 30 年度の二酸化炭素排出量

項目	使用量	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
電気	1,355,411	548,941
ガス	6.9	21
灯油	—	—
ガソリン	294.5	683
軽油	—	—
A重油	146,835	397,923
合計		947,568

## 3 燃料別排出量の推移

本組合の平成 25 年からの燃料別排出量の推移は下記のとおりです。

なお、本組合では、A重油使用量の増減に与える影響が大きい乾燥焼却施設の運転において、各脱水ケーキ量を調節し運転することにより使用量削減に取り組み、A重油の使用量を抑えることが出来ている。

また平成 29 年度 9 月より省エネ運転を行い、電気使用量も大幅に削減されている。

(表 2-3) 燃料別排出量の推移 (kg-CO<sub>2</sub>)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
電気	705,117	695,648	696,227	675,730	641,982	548,941
ガス	21	30	18	18	20	21
灯油	—	—	—	—	—	—
ガソリン	1,046	998	887	805	662	683
軽油	—	—	—	—	—	—
A重油	519,756	490,724	474,705	474,705	440,253	397,923
合計	1,225,940	1,187,400	1,171,838	1,151,259	1,082,916	947,568

## 3 温室効果ガスの排出削減目標

目標年度（令和 12 年度）に基準年度（平成 25 年度）比で 40%削減することを目標とします。

### 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（平成 25 年度）	目標年度（令和 12 年度）
温室効果ガスの総排出量	1,226t- CO <sub>2</sub>	736t- CO <sub>2</sub>
削減率	—	40%

#### 4 取組の内容

本組合では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出削減に向けて取り組むべき内容を下記のとおり定め、環境にやさしい行動計画として実行し、本計画の着実な進行を図ります。

##### (1) 電気使用量の削減

- ア 外部委託している施設運転について温室効果ガスの排出の削減に取り組むよう要請します。
- イ エアコンフィルターの清掃を徹底します。
- ウ 冷暖房使用時の窓、出入り口の開放禁止を徹底します。
- エ ウォーム・ビズ、クール・ビズに積極的に取り組みます。
- オ 一時的に使用する部屋の消灯と、昼休みにおける消灯を励行します。
- カ 照明器具等の使用は勤務時間内であっても必要最小限のものとし、残業時には特にその徹底に努めます。
- キ 昼休みに使用しない OA 機器等の電源を切り、また、退庁時の OA 機器の電源オフを徹底します。
- ク 事務改善による定時退庁を推進します。特にノー残業デーの徹底を図ります。

##### (2) 節水の推進及びガス使用量の削減

- ア 外部委託している施設運転について温室効果ガスの排出の削減に取り組むよう要請します。
- イ 節水の徹底を職員に啓発します。
- ウ ガス器具の適正利用に努めます。

##### (3) 化石燃料使用量の削減

- ア 外部委託している施設運転について温室効果ガスの排出の削減に取り組むよう要請します。
- イ アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運行を励行します。
- ウ 公用車の整備及び維持管理（適正な空気圧等）を徹底し、適正な運行を図ります。
- エ 公用車使用時は可能な限りカーエアコンの使用を控えます。
- オ 施設等における燃料（灯油等）使用量の削減を図ります。

#### (4) 用紙類使用量の削減

- ア 両面コピーを徹底し、部数の多い場合は印刷機を使用します。
- イ 会議資料等は必要部数を精査し、用紙使用量を削減します。
- ウ コピー、印刷をするときは内容を確認し、ミスプリントの発生をなくします。
- エ コピー、印刷をするときは可能な限り 1 枚の用紙に複数ページを印刷（N-UP 機能等）します。
- オ パソコンから印刷する際には、印刷プレビューを活用し無駄な用紙の印刷をなくします。
- カ ミスプリント用紙をメモ用紙に利用するなど有効利用を図ります。
- キ 不必要な FAX 送付状は省略します。
- ク メール等を活用することで文書の電子化を図り、ペーパーレスを推進します。
- ケ 使用済み封筒は、再利用するよう努めます。

#### (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ア 紙類ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- イ シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とします。
- ウ コピー機、プリンター等の使用済みトナーカートリッジは再生使用を行います。

#### (6) グリーン購入法の推進

- ア 事務用品等の購入にあたっては、グリーン購入法適合商品の優先調達に努めます。
- イ 事務用紙、紙製品及び印刷物等については基本的に再生紙とします。
- ウ 保管している事務用品は定期的に点検し、有効活用を図ります。

### 5 計画の推進・管理

本組合では、組織全体で継続的に温室効果ガスの排出削減を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況の点検・評価等を行います。

なお、本計画に基づく実施状況については、温対法第 21 条第 10 項に基づき毎年 1 回、公表するものとします。